

令和4年2月8日

熊本県国民健康保険団体連合会

## 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくること  
によって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動  
計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3年間）

2 目標と取組内容・実施時期

目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

年次有給休暇の取得日数を一人につき年間6日以上とする。

〈実施時期・取組内容〉

- 令和4年4月～ 定期的に年次有給休暇の取得促進を勧奨
- 令和4年4月～ 管理職による指導の徹底

目標2（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

職員の所定外労働時間削減の促進

〈実施時期・取組内容〉

- 令和4年4月～ 業務の実態に応じたノー残業デーの設定（各課）
- 令和4年4月～ 定期的に実施する情報共有のための会議等において残業状況を全課で共有

目標3（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

育児に関する休暇については、依然として男性職員の取得が著しく低いため、男性職員における育児休業等の取得率の向上

〈実施時期・取組内容〉

- 令和4年4月～ 掲示板等への掲示、研修会等での周知
- 令和4年4月～ 管理職による休暇取得促進の徹底